

平成 25 年
第 2 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

平成 25 年 8 月 8 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

8 月 8 日午後 3 時 00 分開議

日程第 1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定の件

日程第 2、会議録署名議員の指名

日程第 3、会期決定の件

日程第 4、議長選挙

日程第 5、議案第 1 号並びに報告第 1 号乃至第 4 号

出席議員（10人）

議 長	12 番	内 海	英 德	君
副 議 長	6 番	前 田	清 貴	君
	1 番	千 葉	正 威	君
	2 番	和 田	順 義	君
	3 番	高 田	静 夫	君
	5 番	北 野	義 紀	君
	7 番	包 國	嘉 介	君
	8 番	小 林	郁 子	君
	9 番	池 田	隆 一	君
	11 番	道 見	重 信	君

欠席議員（2人）

	4 番	秋 元	智 憲	君
	10 番	佐 藤	禎 洋	君

列席者

管理者 北海道知事 高橋 はるみ 君

出席説明員

専任副管理者	田 中	実 君
副 管 理 者	貞 村 英	之 君
会 計 管 理 者	村 井	悟 君
総 務 部 長	編 田 和	久 君
振 興 部 長	上 田 裕	章 君
参事(総務担当)	金 子 征	史 君
参事(管理担当)	高 橋 克	明 君
参事(企画振興担当)	堂 屋 敷	誠 君
参事(計画担当)	木 原 俊	哉 君
参事(施設担当)	京 谷 滋	俊 君
出 納 室 長	小 野 塚	豊 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	金 子 征 史 君
書 記 (同)	笠 卷 周 一 郎 君
書 記 (同)	楠 美 昌 友 君

午後2時59分開会

1. 開 会

○副議長(前田清貴君) それでは、改めまして、本来ならば、議長が議事進行を務めるところでございますが、議長が辞職しておりますので、新たに議長が選出されるまでの間、副議長であります私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより、本日招集されました平成25年第2回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後3時00分開議

○副議長(前田清貴君) これより、本日の会議を開きます。

この際、議員の辞職及び補欠議員の選出について報告いたします。

去る5月13日、米林渙昭君、池端英昭君、加納洋明君から、6月25日、千葉英守君、八田盛茂君、梶谷大志君、道下大樹君、森成之君から、それぞれ議員を辞職したい旨の願いがあり、これを許可しております。

また、これに伴い、後任として、北海道議会から道見重信君、佐藤禎洋君、池田隆一君、小林郁子君、包國嘉介君が、石狩市議会からは高田静夫君、和田順義君、千葉正威君がそれぞれ選出されてお

りますので、ご報告いたします。

1. 日程1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定

○副議長（前田清貴君） 日程第1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定の件を議題といたします。

補欠議員の議席の指定に関連して、会議規則第4条第3項の規定により、内海英徳君の議席を12番に変更することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田清貴君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、補欠議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、千葉正威君を1番、和田順義君を2番、高田静夫君を3番、包國嘉介君を7番、小林郁子君を8番、池田隆一君を9番、佐藤禎洋君を10番、道見重信君を11番にそれぞれ指定いたします。

1. 日程2、会議録署名議員の指名

○副議長（前田清貴君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第94条の規定により、

北	野	義	紀	君
高	田	静	夫	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○副議長（前田清貴君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（金子征史君） ご報告いたします。

管理者から提出のありました議案は、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号でございます。

このほか、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上でございます。

1. 日程3、会期決定の件

○副議長（前田清貴君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、8月8日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田清貴君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程4、議長の選挙

○副議長（前田清貴君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田清貴君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田清貴君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に内海英徳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました内海英徳君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田清貴君） ご異議なしと認めます。

よって、内海英徳君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました内海英徳君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

議長に当選されました内海英徳君のご挨拶がございます。

内海英徳君。

1. 議長就任挨拶

○議長（内海英徳君） ただいま、皆様方のご推挙を賜り、議長に当選させていただきまして、まことにありがとうございます。

今後、石狩湾新港の持つ重要性和将来に向けての発展等に鑑み、公正かつ円滑な議会運営に全力を傾け、この重責を果たしたいと思っておりますので、皆様方のご協力とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（前田清貴君） これをもって、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（内海英徳君） それでは、会議を続行いたします。

1. 日程5、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号

○議長（内海英徳君） 日程第5、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者田中実君。

1. 議案第1号並びに報告第1号ないし第4号に関する説明

○専任副管理者（田中実君） ただいま議題となりました議案第1号並びに報告第1号ないし第4号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案をごらんください。

初めに、議案第1号の石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件でございますが、欠員となっております監査委員1名について、管理組合議会議員から高田静夫議員を選任しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号の専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の（報告その1）をごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を平成25年6月27日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

続きまして、報告第2号ないし第4号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の（報告その2）をごらんください。

まず、報告第2号につきましては、平成25年第1回定例会におきまして議決いただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

次に、報告第3号及び報告第4号につきましては、当管理組合が出捐及び出資しております一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会など2法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（内海英徳君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表して、質問します。

報告第1号、職員給与に関する条例等の一部改正の専決処分についてです。

我が党は、報告第1号については、不承認です。

今回の専決処分のもととなった政府の不当な地方公務員給与削減により、本管理組合の職員の削減額の合計は、特別職である専任副管理者を除いて、幾らになるか、また、北海道全体では、道教委、道警を含めて、職員の給与削減額の総計は幾らになるか、まず、説明をしてください。

現在のデフレ不況をどうやって打開するかは、過日の参議院選挙でも大いに議論されたところで

す。このデフレ不況は、本港の取扱貨物量にも直接的な影響を与えています。デフレ不況の原因は、1997年の消費税率5%への引き上げと、特別減税廃止などによる国民への9兆円にも及ぶ負担増にあることは論をまちません。このため、国の税収も、消費税という税収はふえたけれど、その他の税収が落ち込んで、差し引きで14兆円の減収になったことは厳然たる事実で、国の財政危機の原因となり、いまだにこの財政危機を打開できずにいます。国の歳入減の要因をそのままにして、一方的な地方交付税削減で地方公務員給与を削減することは許されません。管理者の基本的見解をお聞かせください。

かつて、小泉内閣のとき、三位一体改革と称して、2004年度から3カ年間で地方交付税が大幅に削減され、多くの地方自治体が財政危機に陥ったことがあります。このとき、地方六団体が一致して、削減した地方交付税を復元せよと政府に迫り、麻生内閣のとき、地方交付税の本体は増額しなかったものの、交付金などの名目で地方が必要とする財源を確保せざるを得なかったことは記憶に新しいことです。地方交付税を一方的に削減したことが誤りであり、その回復が図られてきたのがこの間の経過です。

管理者は、専決処分を行いました。今回、国が、地方公務員給与削減のため、地方交付税を一方的に削減したことは、許されることではありません。三位一体改革のときのように、地方六団体が一致してその復元を図ることがデフレ不況打開のためにも必要と考えますが、あわせて、見解をお聞かせください。

次に、直轄事業の北防波堤関連事業について伺います。

まず、新年度予算要求についてです。

平成26年度予算要求が22億円とのこと。平成24年度、25年度の予算要求額がそれぞれ9億円であったのに比べ、桁違いの予算要求となる原因について、事業内容にも触れて詳しく説明をしてください。

平成24年度、25年度は、予算要求額と当初予算計上額が一致していましたが、配分額は全く違っておりました。まず、平成26年度当初予算の計上額は、予算要求額と同じように計上するのか、お聞かせください。

西埠頭のマイナス14メートルバースの静穏度を保つためとの理由で、北防波堤の延伸工事を進めています。しかし、我が党が何回も指摘しているとおり、マイナス14メートルバースでのチップ船の荷役作業に何の支障も来していません。推進の立場からいっても、少なくとも各母体の財政が好転してからでいいではありませんか。改めて、管理者の見解を求めるものです。

また、静穏度の予測は、複雑な計算方式をコンピューターで行っているとのことですが、目測で行うことも可能です。どうして目測で行わないのか、改めて見解を求めるものです。

次に、直轄事業の北防波堤関連の予算計上について伺います。

管理者として、北防波堤延伸の予算要求を幾らにするかは自由ですが、一定の予算計上となれば話は別です。地方自治法や地方財政法に照らして、確保できる財源を予測しての予算計上でなければなりません。予算編成についてのこの指摘が間違っているかどうか、まず、見解をお聞かせください。

平成25年度当初予算では、直轄事業の北防波堤関連事業費は、前年度に続き9億円をもとにした直

轄事業負担金 1 億3500 万円で議決されました。ところが、その後、配分額が大幅に削減され、事業費は 8300 万円と 9 割以上も削減されています。見込みとはいえ、一定の議決予算とは余りにも落差が大き過ぎます。どうしてこうなったのか、説明を求めるものです。

また、平成 24 年度と同じような大幅な追加補正が行われないとすれば、それこそ地方財政法を踏みこじる予算計上ということになり、管理者の責任が問われることにはならないでしょうか。平成 24 年度と同じような大幅な追加補正の見通しにも触れた見解をお聞かせください。

平成 24 年度の北防波堤関連予算はどうだったか。昨年 1 定の北防波堤関連予算が 9 億円で、配分額は 1 億円、ここでも 8 億円という大幅な削減でした。ところが、3 定の補正で 5 億 4000 万円追加となり、これが本年度の減額された予算 8300 万円と合わせて、現在、北防波堤延伸工事が行われています。これと同じことが、本年度のこれ以降の補正で期待できると見込んでの予算計上を行っているのでしょうか。お聞かせください。

そうであれば、余りにもずさんな予算計上としか言いようがありません。地方自治法や地方財政法第 3 条では、どう定めているか。「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、第 2 項では、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とあります。法に照らして、北防波堤の予算計上が適切と考えているのか、管理者の見解をお聞かせください。

次に、こういう地方財政法を無視するがごとき予算計上を行うのは、直轄事業は、予算要求した額をもって新年度予算に計上してもいいとの国の見解が示されているのでしょうか。何かの取り決めが行われているのでしょうか。あるのであれば、その根拠をお示してください。

最後に、風力発電についてです。

ことし 2 月の段階では、石狩漁協の同意が得られないので、風力発電所建設に必要な港湾計画の変更手続は見送るとの説明でした。

ところが、5 月 16 日に、石狩漁協の同意が得られたので、昨年の第 2 回定例会の議案説明資料で説明していた港湾計画改訂フローとは別に、北電の西地区の港湾計画の一部変更と同様に、本港の風力発電区域設定は進めるとのことです。そうであれば、平成 26 年に予定している港湾計画改訂のスケジュールと、その主たる議題、また一部変更は、地方港湾審議会で審議し、諮問事項となりますが、この一部変更のスケジュールはどうなるのか、具体的に説明してください。

次に、風力発電区域の設定は、平成 26 年に予定している港湾計画改訂のスケジュールとは別枠で進めるとのことですが、こうまでして風力発電を急ぐ理由について説明してください。

次に、港湾計画を一部変更した上での洋上風力事業者の公募はいつになるのか、スケジュールにも触れた説明を求めるものです。

次に、本港の港湾区域に限って風力発電を行いたいとの事業者は、現在、株式会社グリーンパワーインベストメントですが、この事業者の環境影響評価方法書に関して、北海道自然保護協会を初め、さまざまな団体、個人から質問や意見表明が行われています。しかし、会社側からは回答がなされていません。公募による事業者が決定した後、この事業者が環境影響評価を行い、住民への説明を行う

際に事実上の回答が行われる見通しです。

環境影響評価方法書に関しては、道内のさまざまな団体、個人から質問や意見表明がなされているにもかかわらず、回答はされておられません。疑問が解消されていないにもかかわらず、管理者は、公募によって事業者の選定、決定を行うという矛盾した仕組みです。

管理者に伺いますが、マニュアルで定められた風力発電のスケジュールとはいえ、事業者の選定、決定を行うことに基本的矛盾を感じないのか、見解をお聞かせください。

再質問を留保して、終わります。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の質問にお答えいたします。

初めに、報告第1号に関し、まず、給与の削減額についてでございますが、このたびの条例の改正による管理組合職員の給料、期末手当及び勤勉手当の影響額は約92万円となるところでございます。また、北海道職員全体の影響額につきましては、約70億円であると聞いております。

次に、地方交付税の減額措置による給与の削減についてでございますが、このたびの国の給与削減要請は、東日本大震災を受け、国、地方を挙げて日本の再生に向けて取り組むための財源確保策として要請があったものであります。道においては、地方交付税の減額措置を手段とした給与減額要請は、地方自治の根幹にかかわる問題であり、遺憾ではあるものの、一方で、道民サービスの維持のため、さらなる減額措置を行うこともやむを得ないと判断したものと承知しております。

管理組合といたしましては、このたびの道の給与条例の改正状況を踏まえ、道との均衡を考慮し、給与の削減措置を講ずることとしたものでございます。

次に、地方交付税減額措置への対応についてでございますが、道においては、地方交付税の減額措置を手段とした給与削減要請が二度と行われることのないよう、地方六団体とも連携しながら、国に対し、引き続き強く求めていく考えと聞いております。給与の削減措置は、地域経済に一定程度の影響を与えることも懸念されますことから、管理組合といたしましては、この取り組みがしっかり行われるものと考えております。

次に、直轄事業の北防波堤関連事業に関し、まず、平成26年度予算要求についてでございますが、平成24年度及び25年度の要求内容につきましては、地盤改良などのおおの9億円としております。また、平成26年度におきましては、効果的、効率的な事業の執行を図るため、引き続き地盤改良を実施するとともに、25年度までに施工した地盤改良の上に据えつけるケーソンを製作することとしており、その必要な額を要求しているところでございます。

次に、平成26年度の当初予算計上額についてでございますが、予算編成時において国から個別の事業費が示されているか、定かではありませんが、その時点で最も合理的と考えられる予定額で計上してまいりたいと考えているところでございます。

次に、北防波堤の延伸工事などについてでございますが、北防波堤につきましては、西地区マイナス14メートル岸壁の静穏度を確保するため、平成20年度から延伸事業に着手したところでございます。防波堤は、港内の船舶の航行や停泊、荷役作業の安全性を確保する上で大変重要な施設であり、着実な整備が必要と考えておりますことから、管理組合といたしましては、母体の財政状況を踏まえ

ながら、関係機関と十分協議し、今後とも効率的、効果的な事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

また、静穏度につきましては、国土交通省の港湾の施設の技術上の基準に基づき、港内の構造物による影響を考慮しながら、コンピューターによる波高の解析を行ったものであり、その結果については現況を的確に再現できているものと考えております。

次に、予算編成に当たっての財源の考え方についてでございますが、地方財政法に基づき、予算の編成に当たっては、その財源についてあらゆる資料に基づいて正確に捕捉するとともに、国や地方の経済状況などに留意してその収入を算定し、予算に計上しなければならないものと考えております。

次に、当初予算額と配分額などについてでございますが、平成25年度当初予算編成において、国から個別の事業費が示されなかったことから、要求額をもとに計上したところであり、その後、国の査定により配分額が大幅な減額になったところでございます。また、本年度の追加補正の見通しにつきましては、現時点では明らかになっておりませんが、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、当初予算の計上額についてでございますが、先ほども申し上げましたように、当初予算編成時において、国から個別の事業費が示されなかったことから、要求額をもとに計上したところでございます。

当初予算の計上に当たって、国において議員のご質問のような見解や本年度の追加補正の見通しについて示されたものはございませんが、管理組合として、予算編成時において最も合理的な予定額と考えられる要求額をもって計上していることから、予算編成として適切なものであったと考えているところでございます。

次に、風力発電に関し、まず、港湾計画改訂と一部変更のスケジュールなどについてでございますが、港湾計画の改訂は、平成26年度を目途に作業を行っており、港湾法に基づき、港湾の開発、利用及び保全の方針、港湾の取扱貨物量や、それに対応する港湾施設の規模などを定め、石狩湾新港地方港湾審議会、国の交通政策審議会の審議を経た後、改訂を行うこととしております。

また、風力発電の適地を港湾計画に位置づける一部変更につきましては、今後、地元自治体を含め、関係機関などと調整を行った後、地方港湾審議会や交通政策審議会の審議を経て、本年度をめぐりに変更を行う予定としております。

次に、風力発電に関する港湾計画の一部変更についてでございますが、昨年6月に、国土交通省と環境省が連携し、港湾における風力発電の導入を円滑に進めるため、策定したマニュアルにおきましては、港湾における適地の設定について、港湾の管理運営と風力発電施設の共生可能な立地を明確化するため、港湾計画に位置づけることが適当であるとされております。現在、本港では、複数の事業者において風力発電事業が計画されており、無秩序な立地、開発が行われることを防ぐため、平成26年度に予定している港湾計画改訂に先立ち、港湾計画の一部変更を行ってまいりたいと考えております。

次に、事業者公募の時期についてでございますが、今後、港湾計画の一部変更と同時期に風力発電の導入に係る検討協議会を立ち上げ、事業予定者を選定するための公募要件と審査基準を策定するこ

ととしております。これらの策定には相応の時間を要するものと考えており、事業予定者の公募時期としましては、港湾計画の一部変更のおおむね6カ月後を見込んでおります。

最後に、環境影響評価についてでございますが、マニュアルに基づき、風力発電の導入に係るスケジュールとして、公募により事業予定者が選定された後、まず、事業予定者において、環境影響評価を初め、風況調査等が行われ、次に、これらの調査の結果、事業予定者により事業化が決定され、建築確認が行われた後、港湾管理者に対し、占用許可申請が提出されることとなります。最終的には、この申請に対する審査の中で、さまざまな許認可の状況や環境影響評価における経済産業省からの意見への対応状況などについても確認し、評価することとしております。

管理組合といたしましては、このような手続を通して風力発電の導入につきまして適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 再質問させていただきます。

まず、報告第1号に関してです。

ただいまの答弁で、北海道職員の給与削減額の総計は約70億円とのことでした。地方公務員の給与削減の理由を、国は、東日本大震災を受け、国、地方を挙げて日本の再生に取り組むための財源確保と地方自治体に説明しています。

2点、伺います。

まず、給与削減のもととなったのは、本年1月24日の公務員の給与改定に関する取扱い等についてと称する5項目から成る閣議決定です。その5項目めに、「東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題」として、地方公務員給与の削減を行えとなっています。これは、全く説得力がありません。

疲弊した地方経済を立て直すことの足を引っ張る地方公務員給与の削減です。国民総生産の6割が、国民が毎日生活する上での買い物です。先ほどの答弁でも、給与削減措置は地域経済に一定程度の影響を与える懸念が示され、かつ、地方交付税の減額措置を手段とした給与削減要請が二度と行われることのないよう、地方六団体と協力しながら、国に引き続き求めていくと言っていたではありませんか。このように、給与削減は、不況に苦しむ地域経済の足を引っ張ることになります。なぜ、専決処分したのか、再度、管理者の見解を求めるものです。

また、地方自治体には地方交付税削減を一方向的に押しつけておきながら、国は、国土強靱化の名のもとに、公共事業に10年間で200兆円をつぎ込むとして、大都市圏環状道路や国際コンテナ戦略港湾など、不要不急の大型事業を進めています。さらに、研究開発減税や投資減税など、専ら大企業を対象にした2000億円に及ぶ新たな減税です。地方公務員給与を削減しながら、こういう大企業・大資産家奉仕は許されません。管理者の見解をお聞かせください。

北防波堤延伸に関してです。

平成26年度の当初予算は、予算要求どおりかとただしたのに対して、最も合理的と考える予定額で計上するとのことでした。

ところが、平成24年度、25年度当初予算も、当然のこととして最も合理的と考える予定額で計上したはずですが、ところが、予算そのものが10分の1も削減されました。こんなことは過去になかったはずですが、ここ最近、なぜこんなことが生ずるようになったのか、抽象的でなく、具体的にわかるように答弁を求めるものです。

平成25年度の追加配分の見通しについては、国の動向を注視していきたいと言うだけで、全く自信のない答弁です。仮に追加配分がなかったとしても、適切な予算計上というふうになるのか、お答えください。

最後に、風力発電に関してですが、風力発電区域を港湾区域に設定することをなぜ急ぐかとの質問に、現在、本港では複数の事業者において風力発電が計画されており、無秩序な立地、開発が行われることを防ぐためと答弁されました。

しかし、港湾区域であろうと、臨港地区であろうと、管理者の許可がない限り事業を進めることはできないはずで、説得力に欠ける答弁です。ほかに理由があるのではないのでしょうか。再度、お答えください。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の再質問にお答えいたします。

初めに、報告第1号に関し、まず、専決処分に係る見解についてでございますが、道においては、職員の給与水準が個人消費の面で地域経済に一定程度の影響を与えることを懸念するものの、北海道が置かれている経済状況などさまざまな要素を勘案して総合的に判断し、このたびの減額措置をしたものと承知しております。

管理組合といたしましては、道の条例改正を踏まえ、均衡を考慮し、給与の削減措置を行うこととしたものであります。

次に、国の政策についてでございますが、国政の場におきましては、防災・減災等に資する国土強靱化について議論され、また、企業への減税につきましては、生産設備や事業の新陳代謝を図る企業を減税により支援すべきといった意見がある一方、減税しても設備投資は盛り上がり、企業の内部留保のみが積み上がるという意見があるなど、さまざまな議論がされているものと承知しております。

これらの政策につきましては、国政の場で十分議論を尽くされることが重要であると考えているところでございますが、いずれにいたしましても、このたびの管理組合の給与に係る条例改正につきましては、日本再生に向けた取り組みの財源措置として、道が国から要請を受けるとともに、道民サービスの維持のために行った減額措置を考慮し、改正したものでございます。

次に、直轄事業の北防波堤関連事業に関し、まず、当初予算額と配分額などについてでございますが、北防波堤につきましては、平成20年度から延伸事業に着手したところであります。北防波堤に関する平成20年度及び21年度の当初予算は、現在の予算編成時と同様に要求額をもとに計上したものであります。国から示された配分額が減額されず、当初予算と同額であったものです。しかしながら、平成22年度以降の配分額は、国の査定により、当初予算に対して大幅な減額になっているところでございます。

次に、予算計上についてでございますが、平成25年度当初予算では、予算編成時に国から個別の事業費や追加補正の見通しについて示されなかったことから、その時点で最も合理的な見込み可能な予定額である要求額をもとに予算計上したところであり、管理組合の予算編成といたしましては適切なものであったと考えているところでございます。

最後に、風力発電に関し、適地の設定についてでございますが、港湾の管理運営と共生可能な風力発電の適地を設定し、その範囲での立地を前提とすることは、港湾管理者にとって、みずからの港湾の管理運営と整合した計画的な導入が可能になるとともに、風力発電事業者にとっては、施設の立地検討を行う上で重要な情報となり、事業化検討の際のリスク軽減にもなるものと考えております。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 再々質問します。

報告第1号に関してです。

ただいまの答弁では、国からの要請を受け、道民サービス維持のため行った減額措置とのことですが。

8月2日現在の総務省の資料によれば、国の人件費削減を迫るやり方に反対して給与削減をしない自治体が、都道府県で2団体、指定都市で1団体、市区町村では227団体、北海道の市町村では54団体も出ています。これと比べてみても、専決処分の理由が、再答弁では、道職員の給与を削減しなかったら道民サービスを削減しなければならないと、どちらも受け入れがたい二者択一を迫るもので、この答弁自体、認められるものではありません。道職員と道民を対立させて、みずからの給与削減の専決処分を合理化するものとしか理解できません。答弁を求めます。

次に、直轄事業予算と配分額の開きについてです。

専任副管理者に伺いますけれども、なぜ開きが出たのかということについて具体的に答弁がないのですね。これは、もう一度、具体的にお答えするように最初にお願いします。

幾ら管理組合の予算編成としては適切なものだとは言っても、地方財政法に照らして納得できるものではありません。予算編成時に、国が地方自治体の予算編成に支障を来すような事態にあること自体、異常なことで、管理者は何とも感じないのでしょうか。

また、国が地方自治体の予算編成に支障を来すような事態の改善を、地方六団体を通じて求めていくべきものです。

この2点について見解をお聞かせください。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の再々質問にお答えします。

初めに、報告第1号に関し、給与の減額措置についてでございますが、道においては、地方交付税の減額措置を手段とした給与削減要請は、地方自治の根幹にかかわる問題であり、遺憾ではあるものの、一方で、現実問題としては、地方交付税は国と同様の給与削減をすることを前提として減額されており、北海道の経済情勢などさまざまな要素を勘案し、道民サービスを低下させないためにはこのたびの減額措置を行うこともやむを得ないと総合的に判断したところと承知しております。

こうした道の給与条例の改正状況を踏まえ、管理組合といたしましては、道との均衡を考慮し、給

与の削減措置を講ずることとしたものでございます。

次に、直轄事業予算の配分額についてでございますけれども、北防波堤に係る平成22年度以降の配分額につきましては、国の査定により、当初予算に対して大幅な減額となっているところでございます。直轄事業の予算の計上につきましては、予算編成時において最も合理的な予定額をもとに予算計上してきたところであり、管理組合の予算編成としては適切なものであったと考えているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも、所要の予算額の確保に向け、予算編成時などさまざまな機会を通じて国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 私の聞いていることにかみ合って答弁をいただいているのは、非常に残念です。

なぜ当初予算計上と配分額に大きな開きがあるのかということ聞いても、一生懸命、予算確保に努力すると言うだけで、その答弁がないのですよ。これは、解せない話ですね。

だから、平成22年度以降はどういう理由でそういう開きが出るようになったのかということについてお答えいただくように、議長から取り計らいをお願いいたします。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 予算編成につきましては、8月の概算要求時から調整を図りまして数字を提出させていただいているところでございます。平成20年度、21年度につきましては、要望した額につきまして査定を受けずに満額措置されたところでございますけれども、22年度以降の配分額につきましては、国によって査定されたものであり、私どもとしてはそれ以上のものは承知いたしておりません。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（内海英徳君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表し、報告第1号は不承認の討論を行います。

質疑で明らかになったように、国の地方公務員給与削減のための交付税の一方的な削減は、本管理組合職員の給料、期末手当、勤勉手当等の総計が91万円とのこと、北海道職員全体では約70億円にも及ぶことが明らかにされました。これが、冷え込んでいる道内経済の購買力をさらに減少させ、不況を一層深刻にすることは明らかです。だからこそ、管理者も、国に対して、給与削減のため、二度と地方交付税削減を行わないよう、全国知事会を通じて要望していることでも明らかです。

また、国の地方公務員給与削減の要請にもかかわらず、先ほど紹介したように、都道府県では2団

体、道内市町村でも54団体が削減を行っていません。こういう中での削減の理由が、道職員の給与削減をしなかったら道民サービスを削らなければならないと、どちらも道民にとっては受け入れがたい二者択一を迫るもので、専決処分の正当性がないだけでなく、道職員と道民を対立させてみずからの専決処分を合理化するものであり、容認することはできません。

以上、討論といたします。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第5のうち、議案第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意議決されました。

それでは、日程第5のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内海英徳君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（内海英徳君） これをもちまして、平成25年第2回定例会を閉会いたします。

午後3時48分閉会